

令和8年度山口市安心快適住まいの助成事業について

○目的

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上や個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う、住宅リフォーム工事(以下「工事」という。)の費用の一部について助成します。助成については、助成金の額と同額の市内取扱店で利用できる商品券で交付します。

○内容

対象住宅	○山口市内にあり、現に居住している又は転入・転居して居住する住宅(店舗、事業所部分等は除く)。 ○申請時点で新築後1年を経過している住宅
助成対象者	次に掲げるすべての要件に該当する方が対象となります。 ○対象住宅に居住し、当該住所に住民登録を有する方、又は工事完了届の提出日までに当該住宅に転居し住民登録をする方。 ○山口市に納税義務のある市税を滞納していないこと。 ※今年度中の申請は、同一住宅及び同一人につき1回限りです。
対象施工業者	○市内で事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であること。 ○山口市安心快適住まいの商品券の取扱店でないこと。
対象工事	次に掲げるすべての要件に該当するものが対象工事となります。 <u>なお、交付決定日より前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。</u> ○助成交付決定日以降に工事に着手するもの ○工事完了後、令和8年12月16日(水)(必着)までに工事完了届の提出ができるもの ○対象施工業者に依頼する工事であること。 ○工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)が10万円以上であること。 ○住宅の修繕、増築、その他住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事であること。(防災対策工事、門、塀、柵、垣根などの防犯に資する工事も対象です) 詳しくは、別紙「助成対象工事一覧表」でご確認ください。 ※下記の山口市及び国・県等の助成等を併せて受ける場合は、この助成対象部分を工事見積額に含めないこと。 (1)介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 (2)山口市重度障がい者等住宅改修費 (3)山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (4)山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金 (5)山口市家庭用浄水器設置補助金 (6)山口市空き家バンク改修事業補助金 (7)その他山口市及び国・県等それに準ずる団体からの補助金等
助成金額	○工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)の10%について、紙商品券で受取の場合は、上限額を5万円として助成し、デジタル商品券で受取の場合は、上限額を10万円として助成します(1,000円未満の端数は切り捨て。) ○交付決定通知書に記載の交付決定金額が上限となります。 ※商品券は発行日から6か月間または令和9年2月28日(日)のどちらか早い日まで有効です。
募集期間	令和8年5月7日(木)から令和8年10月30日(金)まで ※予算が無くなり次第受付終了(先着順)
申込手続等	申込手続等の詳細は、別紙「山口市安心快適住まいの助成事業の流れ」をご確認ください。

○申請窓口

山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町 1-10	TEL 083-925-2300
山口県中央商工会 阿知須支所	〒754-1277	山口市阿知須 4233-31	TEL 0836-65-2129
秋穂支所	〒754-1101	山口市秋穂東 6570	TEL 083-984-2738
阿東支所	〒759-1513	山口市阿東徳佐下 25-1	TEL 083-956-0032
徳地商工会	〒747-0231	山口市徳地堀 1817	TEL 0835-52-0026